(平成19年11月12日訓令第38号)

(趣旨)

第1条 この要領は、猿払村広告事業実施規則(平成19年規則第23号。以下「規則」という。)に基づき、村のホームページ(以下「ホームページ」という。)への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類等)

- 第2条 村ホームページに掲載する広告は、バナー広告(ホームページ上に表示される帯状の広告をいう。以下同じ。)とし、その範囲は、規則第3条の基準に適合し、公共性、公益性を妨げないものとする。
- 2 前項の規定は、バナー広告からのリンク先として広告主が指定したホームページ(以下「広告主のホームページ」という。)及び広告主のホームページの中でリンクを張っているものの内容についても適用するものとする。

(広告の掲載位置等)

- 第3条 広告の掲載場所は、村ホームページのトップページとし、掲載位置は村長が指定するものとする。
- 2 村長は、掲載場所を追加して設ける必要があると判断した場合は、新たに掲載場所を設置することができる。

(広告主の届出義務)

- 第4条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに村長に報告しなければならない。
 - (1) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき。
 - (2) リンク先ホームページに障害が発生したとき。
 - (3) 広告の内容を差し替えるとき。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。